

## ◎同一労働同一賃金に対する今後の対応について

### 1. 表明内容

有期契約社員と正社員との不合理な待遇差の解消を目的とした「同一労働同一賃金」の実現に向けた法改正が予定されている。今次賃金交渉においても、契約社員・シニア社員等の処遇のあり方についても積極的に議論を行ってきた。

当社における契約社員・シニア社員等の現行制度については、これまでの貴側との議論を通じ、改善を積み重ねてきた制度であり、一定の合理性も有していると考えている。

一方で、今次賃金交渉における議論経過や今後の労働力確保及び働きがい向上等の観点から、契約社員・シニア社員等の処遇のあり方が喫緊の課題であるとの認識のもと、法改正を待たず、当社として契約社員・シニア社員等の賃金制度を含む制度の見直しの検討を開始し、詳細が固まり次第提案する考えである。

### 【解説】

同一労働同一賃金とは、仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲を持って働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。

2016年12月に政府からガイドライン(案)が出されており、国会においても同一労働・同一賃金を含む、働き方改革関連法案について議論されており、法令改正の動きを睨んだ取り組みが必要である。

我々は、会社に対して、労働力確保、モチベーション向上等の観点で、法改正を待たずに制度の見直しに向けた議論をすべきであると従来から強く主張してきた。今回の春闘においてもシニア社員等、契約社員の大幅な改善を勝ち取ったが、会社はさらに我々の強い主張を受け止め、法改正を待たずに制度の見直しの検討を検討することを表明したものである。

## ◎駅における業務執行体制に対する課題について

### 1. 表明内容

生産年齢人口が減少基調の中、有効求人倍率は高止まりするなど、当社の持続的発展を支える労働力の確保は今後ますます厳しくなることが想定される。

そのような環境変化を見据えると、労働条件そのものの課題解決に留まらず、今後、より効率的な業務執行体制を構築していく必要があるものと認識している。

特に駅の業務執行体制、とりわけ駅営業の契約社員の需給が厳しいという課題に対しては、運輸部門全体の労働力確保の問題として捉え、課題の解決を図ることとしたい。

課題の解決にあたっては、貴側との間で一定の議論が必要と認識しており、速やかに解決策を策定し、詳細が固まり次第提案等する考えである。

### 【解説】

駅における業務執行体制に対する課題については、契約社員制度の導入当時と比べると、労働市場は大きく変化しており、JR西労組は職場のあり方提言委員会等を通じ、「鉄道事業は長期雇用を通じての知識や技能の積み重ねが重要であり、JR西日本が率先して雇用が不安定な非正規雇用を縮小・廃止すべき」と強く主張してきた。

駅営業契約社員の人材確保難が続く中、契約社員の社員採用をはじめとする雇用の確保を大前提に、今後の制度のあり方を含めて縮小、廃止に向けた議論を行っていく。

### 4. 逆単身者の取扱い

転勤等の業務上の必要性により、扶養親族を残し単身で会社エリア内に所在する勤務箇所に転勤することになった者(いわゆる「逆単身者」)についても同様の取扱いとし、乗車券類の配付期間についても現金の支払期間と同期間とする。ただし、航空券を利用する場合は、福岡支社エリア内に所在する勤務箇所に転勤する者が東京エリアに扶養親族を残す場合に限り利用を認める。

### 5. 実施時期

2018年7月1日から適用する。

### 【解説】

当社エリア外である東京地区で働く組合員の課題については、これまで労使協議のなかで優先的に解決をしていく課題として議論を進めてきたところである。今次賃金交渉において、帰省等交通費の現行制度(現金による支払い)に加えて、組合員本人がエリア内に帰省する場合に必要な乗車券類を配付することの回答があった。我々としても切実な要望であった課題であり、東京地区で家族と離れて暮らしている組合員が家族と過ごす機会が増え、ワーク・ライフ・バランスの向上にもつながるものである。

※乗車券類の手配は日本旅行のチケット手配サービスを活用する。予め対象者として登録された組合員本人が専用WEBサイトより予約し、予約した乗車券類は各職場へ宅配される。

※配付された乗車券類は、社員本人のみ利用可能。

※エリア外で働く出向者も対象となる。

※東京地区以外でも当社エリア外で勤務している場合は、会社境界から勤務箇所等までの距離が50キロ以上あれば適用される。

※新たに制度を利用して帰省する場合は、課税対象となる。

## ◎海外駐在員の定期健康診断の受診について

### 1. 実施内容

現在、海外駐在員は、渡航前及び駐在期間が満了し帰国したときに健康診断を受診することとなっているが、これに加えて、年1回定期健康診断を会社が指定する箇所で受診することとし、往復に必要な費用は、会社の負担とする。

### 2. 適用期間等

2018年4月1日から適用する。

### 【解説】

海外駐在員については、慣れない海外で当社のために尽力をいただいている。一定程度の福利厚生制度は整備されているが、他企業と遜色ない制度を今次賃金交渉で求めてきたところであり、我々の求めていた健康診断について、現行制度の一時帰国休暇に加えて、年1回健康診断を理由に帰国する場合は健康増進センター等で受診できるように改善がされた。